

予防原則の意味をもう一度考える

畠山 武道

話は一九九〇年春に遡る。地球温暖化が政治的課題となるなか、アメリカのH・W・ブッシュ大統領（当時）は首都ワシントンで気候変動に関する会議を開催し、科学的事実がもつと明らかになるまでは何ら行動を起こすべきではないと主張した。この主張に正反対の立場をとったのが、イギリスのサッチャー首相（当時）である。彼女は、同年秋スイス・ジュネーブで開催された第二回世界気候会議で、早急に行動すべき強い理由がすでにあり、「さらに調査研究が必要であるということとは、より必要な現在の行動を免れる口実とすべきではない」と明言したのである（拙書『環境リスクと予防原則（II）』八七頁（信山社、二〇一九年））。

重大な環境上の損害が予想されるときは、原因が科学的に証明されていなくても、政府は（なんらかの）対策を講じるべきであるというのが、いわゆる「予防原則」である。この考えは、スウェーデンや西ドイツにはじまり、現在のEU運営条約（リスボン条約）一九一条に明記されている。日本の研究者も一般的にこれを支持している。

しかし、アメリカで予防原則を支持する者はごく少数である。というのは、アメリカは

（一九八〇年代に）科学的に不確実な問題に対処するために「リスク評価」と称される方法を発達させ、それに絶対的な自信をもっているからである。「リスク評価」とは、試験データを仮説や複雑な数理モデルを使って分析し、リスクの上限値をそれらしく現す技術である。アメリカの政策担当者や研究者からみると、リスク評価が科学的に正しいの意思決定方法であり、予防原則は非科学的、情緒的で、陳腐な一般論（転ばぬ先の杖）を述べにすぎない（前掲書一七五頁以下）。

しかし、もう少し考えてみよう。「リスク評価」は、もともと被害発生の確率や被害の大きさを科学的に推定できることを前提に、発がん性や遺伝毒性などが疑われる化学物質を管理する手法である。そこで、ヨーロッパの研究者は、リスク評価手法を、GMO（遺伝子組み換え体）、ナノテクノロジー汚染、地球温暖化（異常気象、大規模災害を含む）などの大規模事象に適用するのは無理であり、これら現代的な環境問題については、やはり予防を重視した慎重な対策が必要である、と主張するのである。

二〇一七年五月、アメリカのトランプ大統領はイタリヤ・シチリア島タオルミーナで開

催された主要七か国首脳会議（G7サミット）に乗り込み、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」（二〇一六年発効）を、「地球温暖化はでっちあげだ」、「アメリカ労働者の得にならない」などと一方的に批判し、退席した（六月一日、パリ協定離脱を表明）。各国の首脳は懸命にトランプを説得したが、なかでも「私たち（先進国）は、途上国や困っている人を助ける義務がある」という（テレビに一瞬映った）ドイツのメルケル首相の発言が強く印象に残った。このメルケルの発言と三〇年前のサッチャーの発言は、どこかつながっている。

現在世代には、自らの利益だけではなく、他国の利益、他の生物の利益、さらに未だ存在しない将来世代の利益を考慮し、被害の全容が明らかになる前にそれを防止する義務（責務）があるという考えが、ヨーロッパの人びとや政治家の思考の根底にある。おそらくこれが予防原則を支える理念であり、アメリカの政治家や科学者には決定的に欠けているものである。

しかし、問題はアメリカだけではない。日本はかつて、公害対策先進国や省エネ先進国を自慢して回ったが、地球温暖化への取り組みを放置し、今や世界のお荷物でしかない（朝日新聞二〇一九年一月二七日朝刊二四一面参照）。なるほど、モラルだけでは環境を保護できないが、高い理想と長期的な戦略を見失った日本の主張に耳をかす国はないだろう。予防原則のもつ深い意味をもう一度考えるべきは、日本の政治家や役人である。

へはたけやま たけみち・北海道大学名誉教授